

第三者割当てによる募集株式の発行

1 意義

第三者割当てにより募集株式を発行する場合、当該第三者と事前に十分な協議がなされるはずであり、その協議内容に基づいて募集株式の発行事項を決定するのが普通である。そのため、募集株式を申し込む第三者と会社との関係では、厳重な手続きを必要としないという特徴がある。

第三者割当てで発行の場合でも、公募発行と同様、第1段階は取締役会ないしは有利発行の場合は株主総会特別決議による募集事項の決定¹であるが、上記のとおり、その前に当該第三者と事前に任意に協議がなされるのである。

2 有価証券届出書の提出、公告

第三者割当ての場合でも、少額募集に該当する場合以外、ほぼ例外なく有価証券届出書の提出は必要である²。有価証券届出書の提出を要しない場合は、募集株式発行事項を払込期日の2週間前までに公告する（201Ⅲ、Ⅳ、ただし社債株式振替 161Ⅱ）。

3 出資の履行

第三者割当てでの発行の場合、上記1のとおり、事前に当該第三者と協議をし、募集株式の引受契約が成立しているはずである。そのため、申込み・割当てと行って行為を必要としない（205）。そして、当該第三者がそのまま募集株式の引受人となり（206②）、払込期日³に払込をし（208Ⅰ）。当該第三者は払込期日に株主となる（209）。

払込に関する規律は、公募の場合と同様である。

4 有価証券届出書の効力との関係

募集株式の発行が有価証券の募集・売出しに該当する場合、有価証券届出書の届出がその効力を生じていないと、有価証券を取得させ、あるいは売り付けることができない（金商法 15Ⅰ）ことも、公募の場合と同様である。

¹ 有利発行の場合は株主総会特別決議による決定である。募集事項の決定はすでに述べたとおりなので、繰り返さない。

² この点についてもすでに述べたとおりである。また、発行登録書・発行登録追補書類の提出でもよいが、第三者割当ての場合は事前に発行登録をしておく要請はほとんどないであろう。

³ 払込期間を定めても問題は生じないが、通常払い込む時期も合意ができていないはずであるから、当該時期を払込期日としておけば十分であろう。